

相模原市指導監査基準
特別養護老人ホーム編
地域密着型特別養護老人ホーム編

令和6年度版

関係法令名等	略称
刑法（明治40年 法律第45号）	なし
健康保険法（大正11年 法律第70条）	なし
労働基準法（昭和22年 法律第49号）	なし
労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）	なし
労働基準法施行規則（昭和22年 厚生省令第23号）	なし
食品衛生法（昭和22年 法律第233号）	なし
消防法（昭和23年 法律第186号）	なし
医療法（昭和23年 法律第205号）	なし
建築基準法（昭和25年 法律第201号）	なし
建築基準法施行令（昭和25年 政令第338号）	なし
社会福祉法（昭和26年 法律第45号）	なし
社会福祉法施行規則（昭和26年 厚生省令第28号）	なし
厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）	なし
水道法（昭和32年 法律第177号）	なし
消防法施行令（昭和36年 政令第37号）	なし
消防法施行規則（昭和36年 自治省令第6号）	なし
老人福祉法（昭和38年 法律第133号）	なし
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年 法律第68号）	高年齢等の雇用安定法
労働安全衛生法（昭和47年 法律第57号）	なし
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年 法律第113号）	男女雇用機会均等法
労働安全衛生法施行令（昭和47年 政令第318号）	なし
労働安全衛生規則（昭和47年 労働省令第32号）	なし
社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日 社施第59号）	火災防火対策強化通知
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて（昭和49年8月20日 社施発第160号）	なし
雇用保険法（昭和49年 法律第116号）	なし
社会福祉施設における防災対策の強化について（昭和58年12月17日 社施第121号）	防災対策強化通知
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年 法律第88号）	なし
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）	男女雇用機会均等法施行規則
社会福祉施設における火災予防対策について（昭和61年8月29日 社施第91号）	火災予防対策通知
保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日 社施第38号）	なし

関係法令名等	略称
社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日 社施第107号）	防火安全対策強化通知
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年 法律第76号）	育児・介護休業法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年 法律第76号）	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年 労働省令第34号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日 社援施第116号）	飲用井戸及び受水槽衛生確保通知
社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号） 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル
介護保険法（平成9年 法律第123号）	なし
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）	指定介護老人福祉施設基準省令
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46条）	特養基準省令
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成11年 相模原市条例42号）	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第29号）	夜勤職員勤務条件基準
特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12年3月10日 老発第188号）	繰越金等の取扱い等通知
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日 厚生労働省局長通知）	国解釈通知
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日 障第452号 社援第1352号 老発514号 児発第575号）	苦情解決指針通知
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日 雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号）	指導監督徹底通知
個人情報の保護に関する法律（平成15年 法律57号）	なし
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日 社援基発第0725001号）	レジオネラ症防止対策徹底通知
相模原市特別養護老人ホーム入退所指針（平成16年4月1日）	なし
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日 消防庁告示第9号）	消防庁告示第9号
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年 法律第124号）	高齢者虐待防止法
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）	地密基準省令
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日 厚生労働省告示第268号）	感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）	セクハラ指針
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年10月1日 厚生労働省告示第326号）	パートタイム・有期雇用労働指針
労働契約法（平成19年 法律第128号）	なし
相模原市暴力団排除条例（平成23年 相模原市条例第31号）	暴力団排除条例
高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年11月9日 厚生労働省告示第560号）	なし
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について（平成27年3月31日 健衛発0331第7号）	レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）	ストレスチェック指針
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（平成27年5月1日 基発0501第3号）	ストレスチェック制度施行通知
社会福祉法人会計基準（平成28年 厚生労働省令第79号）	会計基準
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号）	運用上の留意事項
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号）	運用上の取扱い
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号）	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知
介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日 老発0909第1号）	なし

関係法令名等	略称
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 老高発0915第1号)	なし
事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成28年厚生労働省告示第312号)	妊娠、出産等に関するハラスメント指針
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成29年1月20日 基発0120第3号)	なし
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(平成29年3月29日雇児総発0329第1号社援基発0329第1号障企発0329第1号老高発0329第3号)	入札契約等取扱通知
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について(平成31年1月30日 基発0330第1号 職発0130第6号 雇均発0130第1号 開発0130第1号)	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年 相模原市条例第13号)	介護保険事業基準条例
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年 相模原市条例第12号)	老人福祉施設基準条例
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)	パワーハラ指針
社会福祉法人の認可について(局長通知)(平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第908号)別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について(令和元年10月1日通知)	介護保険事業基準条例解釈通知
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について(令和元年10月1日通知)	老人福祉施設基準条例解釈通知
高齢者介護施設における感染対策マニュアル(平成25年3月)	なし
<p>【サービス種類について】</p> <p>本指導監査基準におけるサービス種類の表記については、以下のとおりとします。 特別養護老人ホームの基準に該当…(特養)と基準前に明記 地域密着型特別養護老人ホームの基準に該当…(地域密着型特養)と基準前に明記</p> <p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの ・C ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの <p>(指導監査基準の「関係法令等」における表記について 老人福祉施設基準条例第8条の規定により特養基準省令の例によるものとされているものについては、「特養基準省令の該当する条項」を記載しています。)</p>	

相模原市指導監査基準
特別養護老人ホーム編
地域密着型特別養護老人ホーム編
～ 施設管理～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 職員配置 (1)職員数	1 常勤の施設長を配置していること。	共通	<p>※常勤 常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していること。 ただし、男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置又は育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者や「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。</p> <p>例えば、特別養護老人ホームに老人デイサービスセンターが併設されている場合、特別養護老人ホームの施設長と老人デイサービスセンターの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 (以降の監査事項において同様とする。)</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第12条第1項第1号、第4項 ・国解釈通知第3-1</p> <p>(地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第1号、第4項 ・国解釈通知第3-1(4)、第6-3(2)</p>	・常勤の施設長がいな い。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	2 医師が必要数いること。	共通	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うための医師が必要数いること。 (特養)</p> <p>医師の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (地域密着型特養)</p> <p>サテライト型居住施設は、本体施設の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であつて、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。これを置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>※本体施設 当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの</p> <p>※サテライト型居住施設 本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。なお、本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。 (以降の監査事項において同様とする。)</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第12条第1項第2号、第7項 ・国解釈通知第3-1</p> <p>(地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第7項、第56条第1項第2号、第5項、第15項 ・国解釈通知第6-1(3)第6-3(4)①</p>	・医師が不足している。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	3 常勤の生活相談員が必要数いること。	共通	<p>(特養) 常勤の生活相談員が入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上いること。ただし、1人(入所者の数が100を超える施設にあっては、100又はその端数を増すごとに1人を加えた数)を超えて配置されている者が、国解釈通知第1の5の取扱いにより法人内の他の職務に従事する場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(地域密着型特養) 常勤の生活相談員が1以上いること。ただし、サテライト型居住施設の生活相談員は、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば、非常勤の者であっても差し支えない。</p> <p>また、サテライト型居住施設であって本体施設が特別養護老人ホームの場合にあっては、1人を超えて配置されている生活相談員が、国解釈通知第1の5の取扱いにより法人内の他の職務に従事する場合にあっては、常勤の要件にあてはまらなくてもよい。</p> <p>また、本体施設(特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に限る。)の生活相談員又は、支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことができる。</p> <p>※入所者の数 入所者の数については、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>※前年度の平均値・推定数 1 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。</p> <p>この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>2 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>3 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。</p> <p>※常勤換算方法 職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。以降の監査事項において同様とする。</p> <p>※勤務延時間数 勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p> <p>(以降の監査事項において同様とする。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第12条第1項第3号、第2項、第4項 ・国解釈通知第3-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第3号、第6項、第9項 ・国解釈通知第6-3(2)、(3)、(4)②、第6-6準用第3-1(4)①② 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の生活相談員が不足している。 	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	4 介護職員及び看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の総数が必要数いること。	共通	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第12条第1項第4号イ、第2項、第3項 ・国解釈通知第3-1 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員及び看護職員数が不足している。 	C
	5 看護職員が必要数いること。	共通	(特養) 看護職員の数は、次のとおりとすること。 1 入所者の数が30を超えない場合 常勤換算方法で、1以上 2 入所者の数が30を超えて50を超えない場合 常勤換算方法で、2以上 3 入所者の数が50を超えて130を超えない場合 常勤換算方法で、3以上 4 入所者の数が130を超える場合 常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (地域密着型特養) 看護職員の数は、1以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> (地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第4号イ、第2項、第3項 ・国解釈通知第3-1 (特養) ・特養基準省令第12条第1項第4号ロ、第2項、第3項 ・国解釈通知第3-1 (地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第4号ロ、第8項 ・国解釈通知第6-3(3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員数が不足している。 	C
	6 (地域密着型特養) 常勤の介護職員が1人以上いること。	共通		<ul style="list-style-type: none"> (地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第7項 	<ul style="list-style-type: none"> (地域密着型特養) ・常勤の介護職員がいない。 	C
	7 常勤の看護職員が1人以上いること。	共通	(特養) 常勤の看護職員が1人以上いること。 (地域密着型特養) 常勤の看護職員が1人以上いること。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。	<ul style="list-style-type: none"> (特養) ・特養基準省令第12条第5項 ・国解釈通知第3-1 (地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第8項 ・国解釈通知第6-3 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の看護職員がいない。 	C
					<ul style="list-style-type: none"> (地域密着型特養) ・サテライト型居住施設の場合は、非常勤看護職員が常勤換算方法で1以上いない。 	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	8 栄養士が1人以上いること。	共通	(特養) 入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。 (地域密着型特養) サテライト型居住施設にあつては、本体施設(診療所を除く。)の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	(特養) ・特養基準省令第12条第1項但書、第5号 ・国解釈通知第3-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第5号、第9号 ・国解釈通知第6-3(4)③	・栄養士がいない。	C
	9 機能訓練指導員が1人以上いること。	共通	機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。 (地域密着型特養) サテライト型居住施設にあつては、本体施設(特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設に限る。)の機能訓練指導員又は理学療法士若しくは作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	(特養) ・特養基準省令第12条第1項第6号、第6項 ・国解釈通知第3-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第6号、第9号、第10項 ・国解釈通知第6-3(4)④	・機能訓練指導員がいない。	C
	10 調理員、事務員その他の職員が、当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数いること。	共通	調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (地域密着型特養) サテライト型居住施設にあつては、本体施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所に限る。)の調理員、事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	(特養) ・特養基準省令第12条第1項第7号、第7項 ・国解釈通知第3-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第56条第1項第7号、第9項、第15項 ・国解釈通知第6-3(4)⑤	・調理員、事務員及びその他職員が実情に応じた数いない。	C
	11 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者であること。	共通	職員の専従は、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきとしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該特別養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものでない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。	(特養) ・特養基準省令第6条 ・国解釈通知第1-5(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第6条準用) ・国解釈通知第6-6(第1-5準用)	・職員が当該特別養護老人ホームの職務に専ら従事していない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)資格要件	12 施設長は資格要件を満たしていること。	共通	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ※これらと同等以上の能力を有すると認められる者 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者をいう。	・社会福祉法第19条第1項(特養) ・老人福祉施設基準条例第9条(第5条第1項準用) ・特養基準省令第5条第1項 ・国解釈通知第1-4(地域密着型特養) ・老人福祉施設基準条例第9条(第5条第1項準用) ・特養基準省令第59条(第5条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-4(1)準用)	・施設長が資格要件を満たしていない。	C
	13 生活相談員は資格要件を満たしていること。	共通	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ※「これと同等以上の能力を有すると認められる者」 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。	(特養) ・特養基準省令第5条第2項 ・社会福祉法第19条第1項 ・国解釈通知第5-10(第1-4準用) (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第5条第2項準用) ・社会福祉法第19条第1項 ・国解釈通知第6-6(第1-4(1)準用)	・生活相談員が資格要件を満たしていない。	C
	14 機能訓練指導員は資格要件を満たしていること。	共通	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者であること。 ※「訓練を行う能力を有すると認められる者」 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。 ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	(特養) ・特養基準省令第5条第3項 ・国解釈通知第1-4(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第5条第3項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-4(2)準用)	・機能訓練指導員が資格要件を満たしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 勤務体制の確保	15 入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていること。	共通	勤務体制の確保については、次の点に留意していること。 1 原則として月ごとに勤務表(建物の構造等から、夜勤を含めた介護の勤務体制を2以上で行い、その勤務体制ごと勤務表を定めている場合は、その勤務表。)を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	(特養) ・特養基準省令第24条第1項 ・国解釈通知第4-13(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-13準用)	・勤務体制を定めていない。	C
	16 (特養) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていること。 (地域密着型特養) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させていること。	共通	(特養) 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めていること。 ※2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行っている。 ※介護の提供内容に応じて、職員体制を適切に定めている。 (地域密着型特養) 非常勤の介護職員でも差し支えない。	(特養) ・特養基準省令第16条第7項 ・国解釈通知第4-4(7)(地域密着型特養) ・特養基準省令第57条第7項 ・国解釈通知第6-4(1)	(特養) ・常時1人以上の常勤の介護職員が介護に従事していない。 (地域密着型特養) ・常時1人以上の介護職員が介護に従事していない。	C C
	17 当該特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供していること。	共通	※原則として、当該施設の職員によって処遇を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことができる。 ※「当該施設の職員」 法人が雇用する者又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律による派遣労働者等であって、施設長の指揮命令下に置かれている者	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(特養) ・特養基準省令第24条第2項 ・国解釈通知第4-12(3)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-12(3)準用)	・施設職員以外の者が入所者の処遇を行っている。	C
	18 入所者に対し、入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせていないこと。			(特養) ・特養基準省令第24条第2項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条第2項準用)	・施設の職員以外の者から入所者の負担で介護を受けている。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 設備基準 (1)設備基準	19 宿直員を配置していること。	共通	夜勤者(直接処遇職員)とは別に、宿直者を必ず配置すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・防火安全対策の強化通知 ・夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(特養) ・特養基準省令第24条第1項 ・国解釈通知第4-13(1)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-13(1)準用) 	・宿直員を配置していない。	B
	20 特別養護老人ホームは、必要な設備を備えていること。	共通	<p>次に掲げる設備を設けていること。また、特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであり、設備は利用者の処遇に支障がない場合を除き、専ら特別養護老人ホームの用に供するものであること。</p> <p>(1)居室 (2)静養室(居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。) (3)食堂 (4)浴室 (5)洗面設備 (6)便所 (7)医務室 (8)調理室 (9)介護職員室 (10)看護職員室 (11)機能訓練室 (12)面談室 (13)洗濯室又は洗濯場 (14)汚物処理室 (15)介護材料室 (16)(1)～(15)に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>※ 同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、特養基準省令に適合していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (特養) ・特養基準省令第3条、第11条第3項 ・国解釈通知第2-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第3項 ・国解釈通知第6-2 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を備えていない。 ・日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮された配置、構造及び設備になっていない。(軽微な場合はB) 	C B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	21 居室は基準を満たしていること。	共通	<p>(特養)</p> <p>1 1の居室の定員は、1人であること。</p> <p>※ 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は2人とし、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は2人以上4人以下とすることができる。(※1)</p> <p>2 地階に設けてはならないこと。</p> <p>3 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。(※2)</p> <p>4 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>5 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>6 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。</p> <p>7 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>8 プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>9 3階以上の階に設けていないこと。</p> <p>※ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する建物に設けられる居室については、この限りでない。</p> <p>(1)居室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有している。</p> <p>(2)3階以上の階にある居室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を使用している。</p> <p>(3)居室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画している。</p> <p>※1 平成25年4月1日に現に存する特別養護老人ホームの建物(同日以前に建築の計画を決定していた特別養護老人ホームであって、同日後に設置されることとなるものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されることとなる部分を除く。)については、1の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>※2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下の項目において同じ)については、「収納設備等を除き、4.95平方メートル以上」とすること。</p>	<p>(特養)</p> <p>・特養基準省令第11条第4項第1号、第5項</p> <p>・国解釈通知第2-1</p> <p>・条例附則2、7</p> <p>・建築基準法施行令第112条第1項</p> <p>(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第55条第4項第1号、第5項</p>	<p>・居室が基準を満たしていない。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	22 静養室は基準を満たしていること。	共通	<p>1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 6 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 8 3階以上の階に設けていないこと。</p> <p>※ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する建物に設けられる静養室については、この限りでない。 (1)静養室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有する。 (2)3階以上の階にある静養室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を使用している。 (3)静養室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第112条第1項(特養) ・特養基準省令第11条第4項第2号、第5項 ・国解釈通知第2—1(地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第2号、第5項 	・静養室が基準を満たしていない。	C
	23 浴室は基準を満たしていること。	共通	<p>1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 3階以上の階に設けていないこと。 ※ 次の(1)～(3)のいずれにも該当する建物に設けられる浴室については、この限りでない。 (1)浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有している。 (2)3階以上の階にある浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を使用している。 (3)浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第112条第1項(特養) ・特養基準省令第11条第4項第3号、第5項 ・国解釈通知第2—1(地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第3号、第5項 	・浴室が基準を満たしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	24 洗面設備は基準を満たしていること。	共通	1 居室のある階ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	(特養) ・特養基準省令第11条第4項第4号 (地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第4号	・洗面設備が基準を満たしていない。	C
	25 便所は基準を満たしていること。	共通	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	(特養) ・特養基準省令第11条第4項第5号 (地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第5号	・便所が基準を満たしていない。	C
	26 医務室は基準を満たしていること。	共通	1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 2 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく市長の許可を得ること。 (地域密着型特養) 本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。	・医療法第1条の5第2項、第7条第1項 (特養) ・特養基準省令第11条第4項第6号 (地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第6号	・医務室が基準を満たしていない。 ・入院施設を有しない診療所として市長の許可を得ていない。	C B
	27 調理室は基準を満たしていること。	共通	(特養) 1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 (地域密着型特養) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。	(特養) ・特養基準省令第11条第4項第7号 ・国解釈通知第2-1 (地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第7号	・調理室が基準を満たしていない。	C
	28 介護職員室は基準を満たしていること。	共通	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 必要な備品を備えること。	(特養) ・特養基準省令第11条第4項第8号 (地域密着型特養) ・特養基準省令第55条第4項第8号	・介護職員室が基準を満たしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	29 食堂及び機能訓練室は基準を満たしていること。	共通	<p>1 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上となっていること。 ※食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>2 必要な備品を備えること。</p> <p>3 3階以上の階に設けていないこと。 ※次の(1)～(3)のいずれにも該当する建物に設けられる食堂及び機能訓練室については、この限りでない。</p> <p>(1)食堂及び機能訓練室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有している。</p> <p>(2)3階以上の階にある食堂並びに機能訓練室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いている。</p> <p>(3)食堂及び機能訓練室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されている。 (特養) ※平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分の規定は、当分の間適用しない。</p>	<p>・建築基準法施行令第112条第1項 (特養)</p> <p>・特養基準省令第11条第4項第9号、第5項及び附則3(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第55条第4項第9号、第5項</p>	<p>・食堂及び機能訓練室が基準を満たしていない。</p>	C
	30 廊下及び階段等の設備は基準を満たしていること。	共通	<p>1 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>2 廊下及び階段には、手すりを設けること。</p> <p>3 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>4 居室、静養室、食堂、浴室、機能訓練室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること ※エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 (特養)</p> <p>5 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。 (地域密着型特養)</p> <p>5 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。 ※廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p>	<p>・老人福祉施設基準条例第8条 (特養)</p> <p>・特養基準省令第11条第6項 (地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第55条第6項</p>	<p>・廊下及び階段等の設備が基準を満たしていない。</p>	C
(2)変更届	31 設備等を変更しようとするときは、あらかじめ変更を届出ていること。	共通	<p>特別養護老人ホームの設備等を変更するときは、あらかじめ相模原市長へ変更を届け出ていること。</p>	<p>老人福祉法第15条の2第2項</p>	<p>・変更を届出していない。</p>	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 運営に関する基準 (1)運営規程等	32 運営規程を整備していること。	共通	<p>施設の運営について次に掲げる重要事項に関する規程を定めていること。</p> <p>1 施設の目的及び運営の方針</p> <p>2 職員の職種、数及び職務の内容</p> <p>3 入所定員 特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。</p> <p>4 入所者の処遇の内容及び費用の額 ①入所者の処遇の内容は、日常生活を送る上での1日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。 ②費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活等の上で入所者から支払を受ける費用の額を規定するものであること。</p> <p>5 施設の利用に当たっての留意事項 入所者が特別養護老人ホームを利用する際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。</p> <p>6 緊急時等における対応方法 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めるものであること。</p> <p>7 非常災害対策 非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。</p> <p>8 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>9 その他施設の運営に関する重要事項 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きを定めておくこと。</p>	<p>(特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第7条 ・国解釈通知第1-6 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第7条準用) ・国解釈通知第6-6(第1-6準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営規程が整備されていない。 ・規定する事項が不十分である。 	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	33 運営に関する記録を整備し、必要な年数保存していること。	共通	<p>諸記録を整備しておかなければならないこと。</p> <p>1 事業日誌 2 沿革に関する記録 3 職員の勤務状況、給与等に関する記録 4 定款及び施設運営に必要な諸規程 5 重要な会議に関する記録 6 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表 7 関係官署に対する報告書等の文書綴 8 入所者に対し、適切な処遇を行うための職員の勤務の体制に関する記録 9 措置費及び介護給付費の請求、受領等に係る書類 10 入所者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類 11 従業者の勤務の実績に関する書類</p> <p>上記諸記録のうち、次の①の記録については、処遇の提供の完了の日から2年間、②から⑤までの記録については、措置費及び介護給付費の受領の日から5年間保存する。</p> <p>①市町村への通知に係る記録 ②入所者に対し、適切な処遇を行うための職員の勤務の体制に関する記録 ③措置費及び介護給付費の請求、受領等に係る書類 ④入所者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る書類 ⑤従業者の勤務の実績に関する書類</p> <p>なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は特養基準省令に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。</p>	<p>・老人福祉法基準条例第10条 ・老人福祉施設基準条例解釈通知 (特養) ・特養基準省令第9条 ・国解釈通知第1-8 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第9条準用) ・国解釈通知第6-6(第1-8準用)</p>	<p>・記録が整備されていない。 ・記録が一部整備されていない。 ・記録を必要年数保存していない。</p>	<p>C B B</p>
(2)施設長の責務	34 施設長は、責務を果たしていること。	共通	<p>1 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならないこと。 (特養) 2 施設長は、職員に特養基準省令第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の3までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 (地域密着型特養) 2 施設長は、職員に特養基準省令第57条及び第58条並びに第59条において準用する第7条から第9条まで、第12条の2から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第23条 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第23条準用)</p>	<p>・施設長の責務を果たしていない。</p>	C
(3)定員の遵守	35 入所定員を遵守していること。	共通	<p>入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないこと。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第25条 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第25条準用)</p>	<p>・定員を超えて入所させている。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4)非常災害対策	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。</p> <p>[対象監査事項] 施設管理の (4)(ア)監査事項36 (4)(イ)監査事項37</p>					
(ア)非常災害用設備等	<p>36 非常災害に必要な設備を設けていること。 又、当該設備の点検を適切に行っていること。</p>	共通	<p>消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。消防法施行令第4条の3に定める防火対象物において使用する防災対象物品(カーテン等)は、防災性能を有するものであること。 消防設備等の法定点検を実施していること。 ※また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年に2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条の3、第17条第1項 ・消防法施行令第4条の3 ・消防法第17条の3の3 ・消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 ・消防庁告示第9号 ・防火安全対策の強化通知(特養) ・特養基準省令第8条第1項 ・国解釈通知第1-7(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第8条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-7準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。 	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(イ)非常災害に対する計画	37 非常災害に対する具体的な計画を立てていること。	共通	<p>消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための非常災害対策計画を立てていること。</p> <p>※ 消防法第8条に基づき消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が、消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。</p> <p>非常災害時の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、必要な措置を講じ非常災害時に備えていること。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホーム(収容人員10人以下の施設)においても、防火管理について責任者を定め、その者が消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行っていること。</p> <p>[非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等の立地条件(地形等) ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所有時間等) ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条第1項、第2項 ・消防法施行規則第3条 ・非常災害対策及び入所者等の安全確保通知(特養) ・特養基準省令第8条第1項 ・国解釈通知第1-7(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第8条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-7準用) ・介護保険施設利用者安全確保及び非常災害時体制整備強化徹底通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の作成、届け出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・変更を届け出していない。 ・消防計画に準ずる計画を策定していない。 ・防火管理に関する責任者を定めていない。 ・非常災害対策が不十分。 ・非常災害対策計画を作成していない。 	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(ウ)避難及び消火に対する訓練	38 避難及び消火の訓練を適切に実施していること。	共通	<p>非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。</p> <p>避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。</p> <p>訓練を実施するに当たっては、所轄消防署の指導に従い「消防訓練通報書」等の提出を行うこと。</p> <p>訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行令第3条の2第2項 ・消防法施行規則第3条第10項、第11項 ・火災防止対策の強化通知 ・防災対策の強化通知 ・火災予防対策通知 ・防火安全対策の強化通知(特養) ・特養基準省令第8条第2項 ・国解釈通知第1-7(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第8条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-7準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練を実施していない。 ・避難及び消火訓練の実施が不十分。 ・「消防訓練通報書」等の提出を行っていない。 ・地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。 	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(エ)連携体制の整備	39 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知していること。	共通	火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしていること。	(特養) ・特養基準省令第8条第1項 ・国解釈通知第1-7 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第8条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-7準用)	・通報、連携体制を整備していない。 ・通報・連携体制を定期的に職員に周知していない。	C C
(5)業務継続計画の策定等	40 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。	共通	1 業務継続計画を策定していること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。 (1)感染症に係る業務継続計画の場合 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) (2)災害に係る業務継続計画の場合 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気、水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設及び地域との連携 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていること。 (1)研修 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 (2)訓練 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)実施していること。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	(特養) ・特養基準省令第24条の2第1項 ・国解釈通知第4-14 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条の2第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-14準用)	・業務継続計画を策定していない。 ・定期的な見直しを行っていない。 ・職員に対し業務継続計画の周知をしていない。 ・研修、訓練を行っていない。	C C C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6)防犯対策	41 防犯対策を適切に講じていること。	共通	<p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。必要な対応ができる体制等について、次の点を考慮していること。</p> <p>1 日常の対応 (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の家族の取組み (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保 (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保</p> <p>2 緊急時の対応 (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等</p>	・社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B
(7)衛生管理等	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については指導監査の対象としない。</p> <p>[対象監査事項] (7)(ア)監査事項42 (7)(イ)監査事項43</p>					

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(ア)衛生管理	42 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていること。	共通	必要最低限の衛生管理等ほか、次の点に留意していること。 1 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われていること。 ※食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。 2 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 4 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	・食品衛生法(特養) ・特養基準省令第26条第1項 ・国解釈通知第4-15(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第26条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-15準用)	・衛生的な管理に努めておらず、又は衛生上必要な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	B・C
(イ)受水槽の管理	43 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	共通	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行っていること。	・飲用井戸及び受水槽の衛生確保通知 ・小規模水道及び小規模受水槽水道条例(特養) ・特養基準省令第26条第1項(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第26条第1項準用)	・受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。	C
(ウ)循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	44 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として適正に水質検査を実施し、結果を記録し3年以上保存していること。検査結果により必要な場合は、適切な措置を講じていること。	共通	水質検査を次のとおり実施していること。 1 ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽水 ⇒1年に1回以上 2 連日使用している浴槽水 ⇒1年に2回以上(ただし、塩素消毒でない場合は、1年に4回以上)	・レジオネラ症防止対策の徹底通知 ・レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知(特養) ・特養基準省令第26条第1項(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第26条第1項準用)	・水質検査を適正に実施していない。 ・検査結果の記録が確認できない。 ・必要な措置を講じていない。	C B C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(8) 協力医療機関等	<p>45 入所者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めていること。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていること。</p> <p>※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、令和9年3月31日までは努力義務（経過措置期間）。</p> <p>※1、2、4のいずれの判定も、経過措置期間については、Bとする。</p>		<p>1 特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p>	<p>(特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第27条 ・国解釈通知第4-16 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第27条準用) ・国解釈通知第6-6(第4-16準用) 	<p>・要件を満たす協力医療機関を定めていない。</p>	C
			<p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p>		<p>・協力医療機関と間で、入所者の病状が急変した場合等の確認をしていない。</p>	C
			<p>2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、相模原市長に届け出なければならない。</p>		<p>・市に協力医療機関の届け出をしていない。</p>	C
			<p>3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>		<p>・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていない。</p>	B
			<p>4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>		<p>・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に、新興感染症の発生時等の対応について、協議していない。</p>	C
			<p>5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう(※)に努めなければならない。</p> <p>※常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるように努めなければならない。</p>		<p>・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院後、病状が軽快し、退院が可能となった場合に再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めていない。</p>	B
<p>6 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>・協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。</p>	B				

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(9)個人情報の取扱い	46 個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じていること。	共通	職員及び職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。 また、個人情報の取扱いについて委託を行う場合は、委託先においても安全管理が図られるよう必要な措置を講じていること。	・個人情報の保護に関する法律第20条、第21条、第22条、第25条 (特養) ・特養基準省令第28条第2項 ・国解釈通知第4-17 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第28条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-17準用)	・必要な措置を講じていない。 ・措置が不十分である。	C B
(10)苦情への対応	47 苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けた場合は、内容を記録していること。 また、苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告すること。	共通	入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じていること。 1 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者としていること。 2 苦情受付担当者を置き、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるため、職員の中から任命すること。 3 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していること。(第三者委員は複数選任することが望ましい)。 4 施設内への掲示、ウェブサイトへの掲載及びパンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知していること。 5 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録していること。 6 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告していること。 7 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、苦情解決の結果を公表していること。 8 苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告すること。	・社会福祉法第82条 ・苦情解決の仕組みの指針通知 (特養) ・特養基準省令第9条第2項、第29条第1項～第4項 ・国解釈通知第1-8、第4-18 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第9条第2項、第29条準用) ・国解釈通知第6-6(第1-8、第4-18準用)	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない。(軽微な場合はB)	C B・C
4 暴力団排除	48 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。 また、施設長は、暴力団員等でないこと。	共通	施設は、その運営に当たっては、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。また、施設長は、2と4に該当する者でないこと。 1 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 2 暴力団員等 3 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 4 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	・暴力団排除条例第2条第2号、第5号、第7条 (特養) ・老人福祉施設基準条例第9条(第5条第2項準用) (地域密着型特養) ・老人福祉施設基準条例第9条(第5条第2項準用)	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設長等が暴力団員等である。	C C
5 その他	49 その他、施設管理に関することで不適切な事項がないこと。	指導			・不適切な事項がある。 (軽微な場合はB)	B・C

相模原市指導監査基準
社会福祉施設共通
～ 職 員 処 遇 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1) 就業規則の整備	1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。	常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。	労働基準法第89条、第90条	・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。	B B
	2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。	1 必ず記載しなければならない事項 (1) 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2) 賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3) 退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。) 2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1) 退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2) 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3) 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4) 安全及び衛生に関する事項 (5) 職業訓練に関する事項 (6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7) 表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8) その他、事業場の労働者すべてに適用される事項	労働基準法第89条 高齢者雇用安定法第8条、第9条 高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	・就業規則の内容に不備がある。	B
(2) 労働時間	3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。	就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。	労働基準法第106条 労働基準法施行規則第52条の2	・労働者への周知が不十分である。	B
	4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	(1) 就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2) 労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	労働基準法第32条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。	B B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1) 休憩時間…労働時間の途中で、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2) 休日…毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上の日を与えている場合は適用しない。) (3) 年次有給休暇…適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	労働基準法第34条、第35条、第39条	・ 休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B
(4) 育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1) 産前・産後休暇 (2) 育児休業 (3) 介護休業 (4) 子の看護休暇(1時間単位の取得可) (5) 介護休暇(1時間単位の取得可) (6) 所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7) 所定労働時間の短縮等の措置 (8) 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9) 妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置	労働基準法第65条、第66条、第89条 育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ーリ、ヌ	・ 規定の内容に不備がある。 ・ 措置を適切に実施していない。	B B
	7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	男女雇用機会均等法第9条、第11条 育児・介護休業法第10条、第25条等	・ 防止措置を講じていない。 ・ 不利益取扱いを行っていない。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
<p>(5) ハラスメント防止のための措置</p>	<p>8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。</p>	<p>事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。</p> <p>(1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。</p> <p>イ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</p> <p>ロ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。</p> <p>イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p> <p>ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。</p> <p>(3) 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。</p> <p>イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。</p> <p>ロ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。</p> <p>ハ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。</p> <p>ニ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 パワハラ指針 セクハラ指針 妊娠、出産等に関するハラスメント指針</p>	<p>・必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6)宿直	<p>9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。</p>	<p>(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 イ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 ロ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2</p>	<p>・不利益な取扱いをしている。</p>	<p>B</p>
	<p>10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。</p>	<p>(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。</p>	<p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて</p>	<p>・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。</p>	<p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7)給与等 2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(以下、労使協定という。)	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1)初任給が規程どおりであること。 (2)昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3)諸手当は規程どおりであること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。		労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1)1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定によった場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2)1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要の手続きを行っていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	<p>職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。</p> <p>【加入条件】</p> <p><社会保険> 2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者</p> <p>※以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象</p> <p>(1) 週の所定労働時間が20時間以上</p> <p>(2) 月額賃金が88,000円以上(通勤手当や家族手当など除く)</p> <p>(3) 2か月を超える雇用の見込みがある</p> <p>(4) 学生(休学中や夜間学生を除く)ではない</p> <p>(5) 厚生年金保険の被保険者数が101人以上の特定適用事業所(令和6年10月からは51人以上)に勤めている</p> <p>※上記(5)に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。</p> <p><雇用保険> 週の所定労働時間が20時間以上、31日以上</p> <p>の継続雇用が見込まれる者</p> <p><労災保険> すべての労働者</p>	<p>健康保険法第3条・第46条</p> <p>厚生年金保険法第6条・第9条、第12条</p> <p>雇用保険法第5条・第6条</p> <p>労働者災害補償保険法第3条</p>	<p>・社会保険等へ適正に加入していない。</p>	B
(4) 書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間(経過措置により当分の間は3年間)保存していること。</p> <p>また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。</p>	<p>労働基準法第109条、附則第143条</p> <p>労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2</p>	<p>・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。</p> <p>・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。</p>	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	<p>事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。</p> <p>※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。</p> <p>1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)</p> <p>2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 パートタイム・有期雇用労働指針 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ート	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。 	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ報告していない。 	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 心理的な負担の程度を把握するための検査(以下、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2)ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ストレスチェック制度施行通知 ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期的に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B
(3) 衛生管理者等の選任	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、第13条 労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。	B B
	25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。		労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B
	26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
5 その他	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。	B

相模原市指導監査基準
特別養護老人ホーム編
地域密着型特別養護老人ホーム編
～ 利用者処遇～

令和6年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 基本方針	1 入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めていること。	共通	※適切な処遇 食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われること。 介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報の活用に努めていること。	(特養) ・特養基準省令第2条第1項 ・国解釈通知第1-1(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第2条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-1準用)	・入所者に対し適切な処遇を行うよう努めていない。 ・介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報の活用に努めていない。	B B
	2 入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すこと。	共通		(特養) ・特養基準省令第2条第2項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第2条第2項準用)	・入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指していない。	C
	3 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第2条第3項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第2条第3項準用)	・入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めていない。	B
2 入退所等	4 入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(同項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の利用状況等の把握に努めていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第13条第1項 ・介護保険法第8条第24項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第13条第1項準用) ・介護保険法第8条第24項	・入所予定者の入所に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	5 入所決定を適切に行っていること。	共通		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市特別養護老人ホーム入退所指針(特養) 特養基準省令第13条第1項(地域密着型特養) 特養基準省令第59条(第13条第1項準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 入所決定を適切に行っていない。 	B
	6 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していること。	共通	<p>要介護者に対して、退所して居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討していること。</p> <p>また、上記の検討は、生活相談員、看護・介護職員、介護支援専門員等により行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (特養)・特養基準省令第13条第2項、第3項、第2条 国解釈通知第4-1(地域密着型特養) 特養基準省令第59条(第13条第2項、第3項準用) 国解釈通知第6-6(第4-1準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に検討していない。 検討する職員構成に不備がある。 	C
	7 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていること。	共通	<p>居宅での生活が可能と判断される入所者に対し、退所に際しての本人又は家族等に対する家族での介護方法等に関する適切な指導、居宅介護支援事業者等に対する情報提供等の必要な援助を行っていること。</p> <p>また、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (特養) 特養基準省令第13条第4項、第2条 国解釈通知第4-1(地域密着型特養) 特養基準省令第59条(第13条第4項準用) 国解釈通知第6-6(第4-1準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な援助等を行っていない。 	C
	8 入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	共通	<p>退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び介護支援専門員、地域包括支援センター等並びに市町村と十分連携を図っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (特養) 特養基準省令第13条第5項、第2条 国解釈通知第4-1(地域密着型特養) 特養基準省令第59条(第13条第5項準用) 国解釈通知第6-6(第4-1準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めていない。 地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。 	B
						B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 利用契約の申込み時の説明及び契約成立時の書面交付	9 社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めていること。	共通		・社会福祉法第76条	・福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めていない。	B
	10 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、必要な事項を記載した書面を交付していること。	共通	次に掲げる事項を記載した書面を交付していること。 1 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 2 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容 3 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 4 当該福祉サービスの提供開始年月日 5 当該福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※ただし、当該利用者の承諾を得て電磁的方法によりこれらの事項について提供した場合は、書面を交付したものとみなす。	・社会福祉法第77条 ・社会福祉法施行規則第16条第2項	・利用契約の成立時に、必要な事項を記載した書面を交付していない。 ・書面により交付しているが、記載すべき事項が不足している。	C B
4 サービス提供困難時の対応	11 入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていること。	共通	※施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しない。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。	(特養) ・特養基準省令第12条の2 ・国解釈通知第4-12(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第12条の2準用) 国解釈通知第6-6(第4-12準用)	・適切な措置を速やかに講じていない。	C
5 処遇計画	12 入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)を作成していること。	共通	1 当該処遇計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意していること。 2 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等を含むものであること。 3 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設基準省令第12条に定める「施設サービス計画」と同様のもので差し支えないもの。	・指定介護老人福祉施設基準省令第12条(特養) ・特養基準省令第14条第1項 ・国解釈通知第4-2(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第14条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-2準用)	・計画を作成していない。 ・計画の内容に不足している事項がある。 ・計画が書面で確認できない。 ・同意を得ていない。 ・書面により同意が確認できない。	C B B C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 処遇の方針	13 入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第14条第2項 ・国解釈通知第4-2(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第14条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-2準用)	・必要な見直しを行っていない。	C
	14 入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第15条第1項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第1項準用)	・入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行っていない。	C
	15 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行っていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第15条第2項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第2項準用)	・入所者の処遇を、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていない。	C
	16 職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていること。	共通	※「処遇上必要な事項」 処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含む。	(特養) ・特養基準省令第15条第3項 ・国解釈通知第4-3(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第3項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3準用)	・入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていない。	C
17 自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第15条第7項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第7項準用)	・自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。	C	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 介護	18 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われていること。	共通	介護の提供に当たっては、入所者の人格に十分配慮し、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。	(特養) ・特養基準省令第16条第1項 ・国解釈通知第4-4(1)(地域密着型特養) ・特養基準省令第57条第1項 ・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(1)準用)	・介護が入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われていない。	C
	19 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていること。	共通	入浴は、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施すること。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるもの。	(特養) ・特養基準省令第16条第2項 ・国解釈通知第4-4(2)(地域密着型特養) ・特養基準省令第57条第2項 ・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(2)準用)	・適切な方法により入浴させていない。 ・週に2回以上入浴させ、又は清しきをしていない。 ・特段の理由なく清しきをしている。	C C B
	20 入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていること。	共通	排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するもの。	(特養) ・特養基準省令第16条第3項 ・国解釈通知第4-4(3)(地域密着型特養) ・特養基準省令第57条第3項 ・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(3)準用)	・適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていない。	C
	21 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えていること。	共通	入所者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するもの。	(特養) ・特養基準省令第16条第4項 ・国解釈通知第4-4(4)(地域密着型特養) ・特養基準省令第57条第4項 ・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(4)準用)	・適切に取り替えていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	22 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していること。	共通	<p>施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生予防効果を向上させていること。</p> <p>(例)</p> <p>1 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対する、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価</p> <p>2 当該施設において、施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決める。</p> <p>なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>3 医師、看護職員、介護職員、栄養士若しくは管理栄養士等からなる褥瘡対策チームの設置</p> <p>4 当該施設における褥瘡対策のための指針の整備</p> <p>5 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施。また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用している。</p>	<p>(特養)</p> <p>・特養基準省令第16条第5項</p> <p>・国解釈通知第4-4(5)(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第57条第5項</p> <p>・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(5)準用)</p>	<p>・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行っていない。</p> <p>・発生を予防するための体制を整備していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
	23 入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていること。	共通	<p>入所者にとって生活の場であることから、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うこと。</p>	<p>(特養)</p> <p>・特養基準省令第16条第6項</p> <p>・国解釈通知第4-4(6)(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第57条第6項</p> <p>・国解釈通知第6-4(2)(第4-4(6)準用)</p>	<p>・離床、着替え、整容等の介護を適切に行っていない。</p>	<p>C</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 身体的拘束	24 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないこと。	共通		(特養) ・特養基準省令第15条第4項 ・国解釈通知第4-3(2)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第4項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3(2)準用)	・緊急やむを得ない場合以外に身体的拘束等を行っている。	C
	25 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していること。	共通		(特養) ・特養基準省令第15条第5項 ・国解釈通知第4-3(2)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第5項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3(2)準用)	・身体的拘束等に関して記録していない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	26 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底していること。	共通	<p>1 身体的拘束等適正化検討委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成すること。 ※委員には第三者や専門家を活用することが望ましい。</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めていること。 ・責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 ・同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者。</p> <p>3 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。 ※ 事故発生の防止のための委員会(以下、「事故防止検討委員会」という。)及び感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)については、関係する職種等が身体的拘束等適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>4 身体的拘束等適正化検討委員会において事例の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、適正化策等を検討すること。 また、分析結果等を従業者に周知徹底し、適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第15条第6項第1号 ・国解釈通知第4-3(3)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第6項第1号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3(3)準用)</p>	<p>・身体的拘束等適正化検討委員会を設置していない。 ・身体的拘束等適正化検討委員会を開催していない。 ・身体的拘束等適正化検討委員会を定期的に開催していない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・専任の適正化対策担当者が決められていない。 ・身体的拘束等適正化検討委員会が独立して設置されていない。 ・分析結果等を他の職員に周知徹底していない。 ・適正化策の評価を行っていない。</p>	<p>C C B B B B B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	27 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していること。	共通	「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次の項目を盛り込むこと。 1 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 2 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 4 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 5 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	(特養) ・特養基準省令第15条第6項第2号 ・国解釈通知第4-3(4)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第6項第2号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3(4)準用)	・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。	C B
	28 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っていること。	共通	1 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。 2 職員教育を組織的に徹底させていくために、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施すること。 3 研修の実施内容についても記録すること。	(特養) ・特養基準省令第15条第6項第3号 ・国解釈通知第4-3(5)(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第15条第6項第3号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-3(5)準用)	・研修を実施していない。 ・実施数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。	C B C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 食事	29 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していること。 また、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援していること。	共通	<p>食事の提供は、次の点に留意して行っていること。</p> <p>1 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。 また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>3 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>4 食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行っていること。 第三者に委託している場合は、当該施設の最終的責任の下で、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質を確保していること。</p> <p>5 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡を十分とっていること。</p> <p>6 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行っていること。</p> <p>7 食事内容について、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士(入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては、連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士)を含む会議において検討が加えられていること。</p>	<p>(特養) ・特養基準省令第17条 ・国解釈通知第4-5</p> <p>(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第17条準用) ・国解釈通知第6-6(第4-5準用)</p>	<p>・栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していない。(軽微な場合はB) ・入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していない。</p>	<p>B・C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 調理業務委託	30 施設が行う業務を実施し、その業務を担当する栄養士を配置すること。	共通	施設は、次に掲げる業務を自ら実施し、その業務を担当させるため、栄養士を配置していること。 1 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が基準どおり作成されているか事前に確認すること。 2 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 3 毎回、検食を行うこと。 4 受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。 5 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 6 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持増進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。	保護施設等における調理業務の委託について	・栄養士を配置していない。 ・施設が行う業務を実施していない。 ・施設が行う業務の一部を実施していない。	C C B
	31 受託業者は要件を満たしていること。	共通	受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 1 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 2 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 3 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。 4 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 5 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 6 調理業務従事者に対して、定期的に健康診断及び検便を実施するものであること。 7 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。	保護施設等における調理業務の委託について	・業者が受託要件を満たしていない。(軽微な場合はB)	B・C
	32 契約内容は要件を満たしていること	共通	契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。 その契約書には監査事項31の1、4、5及び6に係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。 1 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 2 受託業者が契約書に定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたとき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。 3 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保障に関すること。 4 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。	・保護施設等における調理業務の委託について	・契約内容が要件を満たしていない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 相談及び援助	33 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。	共通	相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図っていること。	(特養) ・特養基準省令第18条 ・国解釈通知第4-6 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第18条準用) ・国解釈通知第6-6(第4-6準用)	・入所者又はその家族からの相談に適切に応じていない。 ・必要な助言その他の援助を行っていない。	C C
12 社会生活上の便宜の提供等	34 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っていること。	共通	画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めること。	(特養) ・特養基準省令第19条第1項 ・国解釈通知第4-7 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第19条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-7準用)	・教養娯楽設備等を備えていない。 ・適宜レクリエーション行事を行っていない。	C C
	35 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていること。	共通	郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこと。	(特養) ・特養基準省令第19条第2項 ・国解釈通知第4-7 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第19条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-7準用)	・代行していない。 ・同意を得ていない	C C
	36 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。	共通	入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこと。 また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこと。	(特養) ・特養基準省令第19条第3項 ・国解釈通知第4-7 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第19条第3項準用)	・入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていない。	B
37 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること。	共通	入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこと。	(特養) ・特養基準省令第19条第4項 ・国解釈通知第4-7 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第19条第3項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-7準用)	・入所者の外出の機会を確保するよう努めていない。	B	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 機能訓練	38 入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていること。	共通	機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中で機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならないこと。	(特養) ・特養基準省令第20条 ・国解釈通知第4—8 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条 (第20条準用) ・国解釈通知第6—6(第4—8準用)	・訓練を行っていない。	C
14 栄養管理	39 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。	共通	栄養士又は管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものである。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の栄養士又は管理栄養士の協力により行うこと。 1 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、栄養士、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、処遇計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を処遇計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。 2 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養士又は管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。 3 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。	(特養) ・老人福祉法施設基準省令第17条の2 (地域密着型特養) ・地密基準省令第143条の2	・栄養管理を定期的に行っていない。	C
15 口腔衛生の管理	40 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。	共通	入所者の口腔の健康状態に応じて、口腔衛生の管理を計画的に行うこと。 1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。 2 1の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができるものとする。 イ 助言を行った歯科医師 ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策 ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項 3 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は2の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。	(特養) ・指定介護老人福祉施設基準省令第17条の3 (地域密着型特養) ・地密基準省令第143条の3	・口腔衛生の管理を計画的に行っていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
16 健康管理	41 医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っていること。	共通	入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するものであることに鑑み、常に健康の状況に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。	(特養) ・特養基準省令第21条 ・国解釈通知第4-10 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条 (第21条準用) ・国解釈通知第6-6(第4-10準用)	・適切な措置を採っていない。	C
17 入所者の入院期間中の取扱い	42 入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしていること。	共通	※「退院することが明らかに見込まれるとき」の判断は、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法による。 ※「必要に応じて適切な便宜を提供」 入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ること。 ※「やむを得ない事情がある場合」 単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものであり、施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。 なお、上記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。 ※入所者の入院期間中のベッドは、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。	(特養) ・特養基準省令第22条 ・国解釈通知第4-11 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条 (第22条準用) ・国解釈通知第6-6(第4-11準用)	・やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
18 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止	43 感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っていること。	共通	<p>感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っていること。</p> <p>1 感染対策委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士又は管理栄養士、生活相談員)により構成していること。(施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。)</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めていること。(なお、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。)</p> <p>同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>3 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催していること。</p> <p>4 感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営していること。</p> <p>※感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えない。</p>	<p>・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(特養)</p> <p>・特養基準省令第26条第2項第1号</p> <p>・国解釈通知第4-14(2)①(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第59条(第26条第2項第1号、第31条第1項第3号準用)</p> <p>・国解釈通知第6-6(第4-14(2)①準用)</p>	<p>・感染対策委員会を設置していない。</p> <p>・感染対策委員会を開催していない。</p> <p>・感染対策委員会の開催数が不足している。</p> <p>・結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図っていない。</p> <p>・構成員が限定的となっている。</p> <p>・構成員の責務及び役割分担が明確でない。</p> <p>・専任の感染対策担当者が決められていない。</p> <p>・感染対策委員会が独立して設置されていない。</p>	C C B C B B B B
	44 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針を整備していること。	共通	<p>次に掲げる内容を備えた感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針を整備していること。</p> <p>1 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排せつ物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるとき、どのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等を明記していること。</p> <p>2 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や市保健所、施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、関係市町村への報告等を明記していること。</p> <p>3 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し明記していること。</p>	<p>・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(特養)</p> <p>・特養基準省令第26条第2項第2号</p> <p>・国解釈通知第4-14(2)②(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第59条(第26条第2項第2号準用)</p> <p>・国解釈通知第6-6(第4-14(2)②準用)</p>	<p>・指針を整備していない。</p> <p>・内容が不足している。</p>	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	45 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行っていること。	共通	1 介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うもの。 2 職員教育を組織的に浸透させていくために、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること。 3 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針を周知していること。 4 研修の実施内容についても記録すること。 5 訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うこと。 6 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(特養) 特養基準省令第26条第2項第3号 国解釈通知第4-14(2)③(地域密着型特養) 特養基準省令第59条(第26条第2項第3号準用) 国解釈通知第6-6(第4-14(2)③準用) 	<ul style="list-style-type: none"> 研修、訓練を実施していない。 実施数が不足している。 新規採用時に研修を実施していない。 調理や清掃などの業務を委託する者に対し、指針を周知していない。 研修の実施内容の記録がない。 指針及び研修内容に基づいた役割分担の確認や、演習などを実施していない。 	<ul style="list-style-type: none"> C B C B B B
	46 調理に従事するすべての職員について、毎月腸内細菌検査(検便)を実施していること。	共通	調理に従事するすべての職員について、月に1回以上の検便を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> 腸内細菌検査(検便)を全く実施していない。 検査結果を確認していない者又は陽性と判定された者を調理等に従事されている。 検査を一部実施していない又は検査結果を一部確認していない。 	<ul style="list-style-type: none"> C C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	47 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていること。	共通	<p>1 従業者が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えること。</p> <p>2 施設長は、当該特別養護老人ホームにおける感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は1の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。</p> <p>3 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。</p> <p>4 医師及び看護職員は、当該特別養護老人ホーム内において、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。</p> <p>5 施設長及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状況に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。</p> <p>6 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。</p> <p>7 施設長は、(1)から(3)までに掲げる場合に、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。</p> <p>(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に2名以上発生した場合</p> <p>(2) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>8 7の報告を行った特別養護老人ホームは、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。</p>	<p>・感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順</p> <p>・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(特養)</p> <p>・特養基準省令第26条第2項第4号</p> <p>・国解釈通知第4-14(2)④</p> <p>(地域密着型特養)</p> <p>・特養基準省令第59条(第26条第2項第4号準用)</p> <p>・国解釈通知第6-6(第4-14(2)④)</p>	<p>・感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていない。</p>	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
19 事故発生時の対応	48 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していること。	共通	事故発生の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 1 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 2 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 3 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 4 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 5 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 7 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針	(特養) ・特養基準省令第31条第1項第1号 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第1項第1号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用)	・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。	C B
	49 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備していること。	共通	報告、改善のため、次のような方策を定めていること。(周知徹底する目的が、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものになっていること。(決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。)) 1 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 2 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、1の様式に従い、介護事故等について報告すること。 3 事故防止検討委員会において、2により報告された事例を集計し、分析すること。 4 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 5 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 6 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。	(特養) ・特養基準省令第31条第1項第2号 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第1項第2号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用)	・体制を整備していない。 ・整備した体制に則った取り組みを行っていない。(軽微な場合はB)	C B・C
	50 事故防止検討委員会を定期的に行っていること。	共通	1 事故防止検討委員会を設置しており、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成していること。 ※事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する組織である。 ※施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 2 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。 ※事故防止検討委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えない。	(特養) ・特養基準省令第26条第2項第1号、第31条第1項第3号 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第26条第2項第1号、第31条第1項第3号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用)	・事故防止検討委員会を設置していない。 ・事故防止検討委員会を開催していない。 ・事故防止検討委員会を定期的に開催していない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・事故防止検討委員会が独立して設置されていない。	C C B B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	51 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行っていること。	共通	1 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修を行うもの。 ※研修内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとなっている。 2 当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。 3 研修の実施内容についても記録すること。	(特養) ・特養基準省令第31条第1項第3号 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第1項第3号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用)	・研修を実施していない。 ・実施数が不足している。 ・新採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。	C B C B
	52 監査事項48～51の措置を適切に実施するために担当者を置いていること。	共通	事故発生を防止するための体制として、監査事項48～51の措置を適切に実施するため、担当者を置くこと。 ※事故防止検討委員会の安全対策を担当する者同一の職員が務めることが望ましい。 なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	(特養) ・特養基準省令第31条 ・国解釈通知第4-19準用 (地域密着型特養) ・特養基準省令第31条第1項第3号 ・国解釈通知第4-19準用	・専任の担当者が決められていない。	B
	53 入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	共通		(特養) ・特養基準省令第31条第2項 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用)	・市町村、入所者の家族等に連絡していない。 ・必要な措置を講じていない。	C C
	54 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。	共通		(特養) ・特養基準省令第31条第3項 (地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第3項準用)	・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	55 入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	共通	特別養護老人ホームは、賠償すべき事態となった場合に、速やかに賠償していること。また、損害賠償保険に加入すること。	(特養) <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第31条第4項 ・国解釈通知第4-19(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条第4項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-19準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償を速やかに行っていない。 ・損害賠償保険に加入していない。 	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
20 虐待防止	56 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」という。)を設置していること。	共通	<p>虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成していること。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催していること。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応していること。</p> <p>※虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。ただし、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設に実施を求めているものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>※虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討すること。また、その際、そこで得た結果(施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、職員に周知徹底を図っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 ・虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。 ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。 ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。 ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。 	<p>(特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第31条の2第1項第1号 ・国解釈通知第4-21① <p>(地域密着型特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第59条(第31条の2第1項第1号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-21①準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止検討委員会を設置していない。 ・虐待防止検討委員会の結果を職員へ周知していない。(軽微なものはB) 	B・C
	57 虐待の防止のための指針を整備していること。	共通	<p>虐待の防止のための指針には次のような項目を盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設における虐待の防止に係る基本的考え方 2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 3 虐待の防止のための組織研修に関する基本方針 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 6 成年後見制度の利用支援に関する事項 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 8 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項 	<p>(特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第31条の2第1項第2号 ・国解釈通知第4-21② <p>(地域密着型特養)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養基準省令第59条(第31条の2第1項第2号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-21②準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための指針を整備していない。 ・虐待の防止のための指針の一部に不備がある。 	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	58 虐待の防止のための職員に対する研修をしていること。	共通	虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施していること。研修の実施内容についても記録していること。 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。	(特養) ・特養基準省令第31条の2第1項第3号 ・国解釈通知第4-21③(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条の2第1項第3号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-21③準用)	・研修プログラムを作成していない。 ・定期的な研修を年2回以上実施していない。 ・新規採用研修で虐待の防止のための研修を実施していない。	B C C
	59 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	共通	特別養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、監査事項56から58までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置いていること。 ・担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が望ましい。 ・同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	(特養) ・特養基準省令第31条の2第1項第4号 ・国解釈通知第4-21④(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条の2第1項第4号準用) ・国解釈通知第6-6(第4-21④準用)	・担当者を置いていない。	C
	60 特別養護老人ホームの業務に従事する者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに相模原市長に通報していること。	共通	1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを相模原市に通報していること。 ※刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。2において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。 2 養介護施設従事者等に、1の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行っていないこと。	高齢者虐待防止法第2条、第21条 刑法	・速やかに相模原市長に通報していない。 ・虐待を通報した者に対して、当該事由を理由とした解雇その他不利益な取扱いを行った。	C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
21 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策	61 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していること。	共通	<p>業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</p> <p>※本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、各事業所の状況に応じ、施設長やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。</p> <p>※本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。また、事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>※本委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>	(特養) ・特養基準省令第31条の3 ・国解釈通知第4-22(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第31条の3準用) 国解釈通知第6-6(第4-22準用)	・委員会を開催していない。 (経過措置:令和9年3月31日まではB)	C
22 職員研修	62 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	共通	<p>職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内への研修への参加の機会を計画的に確保していること。全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。</p>	(特養) ・特養基準省令第24条第3項 ・国解釈通知第4-13(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第24条第3項準用) 国解釈通知第6-6(第4-13準用)	・研修の機会を確保し、全ての職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
23 地域との連携	63 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていること。	共通	特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流が図られていること。	(特養) ・特養基準省令第30条第1項 ・国解釈通知第4-18(地域密着型特養) ・特養基準省令第58条第3項(第30条第1項準用) ・国解釈通知第6-5(3)(第4-18準用)	・地域との連携及び交流を図っていない。	B
	64 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていること。	共通	介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めていること。 ※「市町村が実施する事業」 介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	(特養) ・特養基準省令第30条第2項 ・国解釈通知第4-18(地域密着型特養) ・特養基準省令第58条第4項(第30条第2項) ・国解釈通知第6-5(4)(第4-18準用)	・相談事業等への協力に努めていない。	B
	65 (地域密着型特養) 入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置していること。	共通	(地域密着型特養) 運営推進会議は、地域密着型特別養護老人ホームが、入所者又はその家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による入所者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、地域密着型特別養護老人ホームが自ら設置するべきものである。 また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。	(地域密着型特養) ・特養基準省令第58条第1項 ・国解釈通知第6-5(1)	(地域密着型特養) ・運営推進会議を設置していない。	C
	66 (地域密着型特養) おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていること。	共通	(地域密着型特養) ※地域密着型特別養護老人ホームと指定小規模多機能型居宅介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。	(地域密着型特養) ・特養基準省令第58条第1項 ・国解釈通知第6-5(1)	(地域密着型特養) ・おおむね2月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受けていない。 ・必要な要望、助言等を聴く機会を設けていない。	C C
67 (地域密着型特養) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、保存するとともに、当該記録を公表していること。	共通	(地域密着型特養) 運営推進会議における報告等の記録を2年間保存していること。	(地域密着型特養) ・特養基準省令第58条第2項 ・国解釈通知第6-5(2)	(地域密着型特養) ・記録を作成していない。 ・記録を2年間保存していない。 ・記録を公表していない。	C B B	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
24 記録の整備	68 入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から必要な年数保存していること。	共通	<p>入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、必要な年数保存していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所者名簿 2 入所者台帳(入所者の生活歴、病歴、入所前の居宅サービスの利用状況、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの) 3 入所者の処遇に関する計画 4 処遇日誌 5 献立その他食事に関する記録 6 入所者の健康管理に関する記録 7 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 8 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 9 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設基準条例第10条 ・老人福祉施設基準条例解釈通知(特養) ・特養基準省令第9条第2項 ・国解釈通知第1-8(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第9条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-8準用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要な年数保存していない。 	C
		共通	<p>上記諸記録のうち、次の1及び2の記録については、処遇の提供の完結の日から2年間又は措置費及び介護給付費の受領の日から5年間のいずれか長い期間を保存し、次の3、4、5及び6の記録については、処遇の提供の完結の日から2年間保存する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処遇に関する計画 2 具体的な処遇の内容等の記録 3 身体的拘束等に係る記録 4 市町村への通知に係る記録 5 苦情の内容等の記録 6 事故に係る記録 <p>なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は老人福祉施設基準条例に定める保存期間のいずれか長い期間とする。</p>			
25 その他	69 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。	指導			<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事項がある。(軽微な場合はB) 	B・C

相模原市指導監査基準
特別養護老人ホーム編
地域密着型特別養護老人ホーム編

(監査事項1～17は社会福祉施設共通、監査事項18～28は特別養護老人ホーム限定事項)

～ 会 計 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 経理規程等 (1) 経理規程の制定	1 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。	(1) 会計基準省令に基づく適正な会計処理を行うため、法令等及び定款に定めるもののほか、会計処理を行うために必要な事項について、経理規程を定めていること。 (2) 経理規程は、定款に定める手続により決定していること。	会計基準 運用上の留意事項1(4) 指導監査ガイドラインⅢ 3(2)1 定款例第34条 入札契約等取扱通知1	・経理規程を定めていない。 ・経理規程の内容が法令又は通知に反する。(軽微な場合はB) ・定款に定める手続により経理規程を決定していない。	C B・C C
(2) 経理規程等の遵守	2 経理規程及びその細則等を遵守していること。	※例(全国社会福祉施設経営者協議会による「平成29年度版社会福祉法人モデル経理規程」の参照条文) ・すべての会計処理は経理規程に定める会計伝票等により処理するとともに、会計伝票は証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存していること。(モデル経理規程第13条) ・金銭の収納に際して、所定の印を押した領収書を発行していること。(モデル経理規程第23条) ・日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。(モデル経理規程第24条) ・小口現金を適切に取り扱っていること(小口現金出納帳の作成、限度額以内の保有等)。(モデル経理規程第12条、第28条) ・現金及び預貯金の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者等による確認を受けること。また、過不足が生じた場合は速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第30条、第31条) ・月次試算表を作成し、毎月適切な時期に経理規程に定める権限者に提出していること。(モデル経理規程第32条) ・債権の回収又は支払の状況を確認し、期限どおり履行されていないことが判明した場合は、速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第35条、第36条)	会計基準 指導監査ガイドラインⅢ 3(2)1	・経理規程及びその細則等に定めるとおり事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3) 会計帳簿	3 会計帳簿を適正に整備していること。	(1) 経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)を拠点区分ごとに作成していること。 (2) 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していること。 (3) 計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿(総勘定元帳等)と一致していること。	社会福祉法第45条の24、第45条の27 会計基準 運用上の留意事項2 (3) 指導監査ガイドラインⅢ 3(4)1	・会計帳簿を拠点区分ごとに作成していない。 ・会計帳簿を必要な年数保存していない。 ・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない。	C C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 管理運営体制	4 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制を整備していること。 また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制としていること。	(1) 経理規程等において、予算の執行や資金等の管理に関する体制(会計責任者等の設置や内部牽制に配慮した業務分担等)について、明確に定めていること。 (2) 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続を行っていること。 (3) 法人印及び代表者印について、管理者が定められている等、管理が十分に行われていること。	運用上の留意事項1 (1)、1(2) 指導監督徹底通知5 (3)ア、5(6)エ 指導監査ガイドラインⅢ 3(2)2、Ⅲ4(4)4	・会計責任者の設置等の管理運営体制について明確に定めていない。	C
				・業務分担が明確にされておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。 ・管理運営体制に関して経理規程等に定める手続を行っていない。(軽微な場合はB) ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない。	C B・C C
3 寄附金品	5 寄附金及び寄附物品を受け入れる場合は、適正に受け入れ手続を行っていること。	(1) 寄附者から寄附申込書を受け、寄附金収益明細書等を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載して管理していること。また、受け入れについて、経理規程に定める権限者の承認を受けていること。 (2) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、適正に計上していること。 (3) 寄附物品は、取得時の時価により、適正に計上していること。ただし、飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものは、この限りでない。 (4) 共同募金会からの寄附金等の受入れは、運用上の留意事項9(3)に基づき、適正に処理していること。	運用上の留意事項9 (1)、9(2)、9(3) 指導監査ガイドラインⅢ 3(3)3	・適正に受け入れ手続を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
				6 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。 また、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 資産管理	7 固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。 また、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、事前に所轄庁の承認を得ていること。	(1) 基本財産である固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。なお、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得ていること。 (2) その他の固定資産の取得又は処分については、経理規程に定める手続を行っていること。	審査基準第2の3 指導監査ガイドラインⅢ 2(1)1、Ⅲ2(2)1 定款例第10条、第24条、第28条、第29条	・基本財産の取得又は処分等について、定款等に定める手続を行っていない。 ・基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。 ・基本財産以外の固定資産の取得又は処分について、経理規程に定める手続を行っていない。	C C B
	8 基本財産及びその他の固定資産について、固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していること。	(1)「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の明細書」及び「固定資産管理台帳」を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な拠点区分に計上し、管理していること。 (2) 減価償却を行うべき有形固定資産及び無形固定資産について、適正に減価償却を行っていること。 (3) 時価評価を行うべき資産について、適正に時価評価を行っていること。	会計基準 運用上の取扱い16、17 運用上の留意事項17、 22、27 指導監査ガイドラインⅢ 3(3)3、Ⅲ3(4)1	・固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していない。(軽微な場合はB) ・減価償却すべき資産について、減価償却を行っていない。(軽微な場合はB) ・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C
	9 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。		会計基準 指導監査ガイドラインⅢ 3(3)3	・計上額と実際の資産が一致していない。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
5 計算書類等 (1) 計算書類	10 法令等に基づき、計算書類を適正に作成していること。 また、計算書類に、整合性がとれていること。	(1) 計算書類を様式に従って作成していること。 (2) 事業活動計算書の収益及び費用を、適切な会計期間に計上していること。 (3) 計算書類に、整合性がとれていること。	会計基準 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドラインⅢ 3(3)3	・様式に従って作成していない。 ・広範囲かつ金額的に重要な収益及び費用を適切な会計期間に計上していない。 ・計算書類に整合性がとれていない。(軽微な場合はB)	B C B・C	
	(2) 附属明細書等	11 法令等に基づき、注記を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 計算書類の注記を作成し、注記すべき事項を記載していること。 (2) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い20～24 運用上の留意事項25(2)、26 指導監査ガイドラインⅢ 3(5)1	・把握された注記すべき事項を注記していない。(軽微な場合はB) ・注記事項について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	12 法令に基づき、附属明細書を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 作成すべき附属明細書を様式に従って作成していること(該当する事由がない場合は省略可)。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い25 運用上の留意事項 指導監査ガイドラインⅢ 3(5)2	・作成すべき附属明細書を作成していない。(軽微な場合はB) ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C	
	13 法令に基づき、財産目録を適正に作成していること。		会計基準 運用上の取扱い26 指導監査ガイドラインⅢ 3(5)3	・様式に従って作成していない。	B	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定						
6 契約 (1) 契約事務	14 指導監督徹底通知、入札契約等取扱通知及び経理規程に基づき、適正に契約を行っていること。	<p>(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。なお、契約担当者が、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えない。</p> <p>(2) 高額な契約については、原則として競争入札を行っていること。指名競争入札又は随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由があること。</p> <p>(3) 施設整備に係る契約については、指導監督徹底通知に従って行うこと。また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る契約については、交付の条件によっていること。</p> <p>(4) 会計監査に係る契約については、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定していること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。</p> <p>(5) 経理規程に従い、契約手続を行っていること(入札及び随意契約の手続、契約書の作成等)。</p> <p>※随意契約よることができる場合の一般的な基準 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(法人において、同表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えない。)</p> <table border="1" data-bbox="703 790 1543 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計監査を受けない法人</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人</td> <td>法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ウ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 エ 競争入札に付することが不利と認められる場合 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 キ 落札者が契約を締結しない場合</p>	区分	金額	会計監査を受けない法人	1,000万円	会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円	指導監査ガイドラインⅢ3(2)1、Ⅲ4(4)4 指導監督徹底通知5 (2)イ、5(2)ウ、5(3)エ 入札契約等取扱通知1(1)~1(7)	<p>・契約について職員に委任している場合に、委任の範囲を明確に定めていない。</p> <p>・指名競争入札又は随意契約によることができない案件について、当該契約を行っている。</p> <p>・経理規程等に定めるとおり契約に係る事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)</p>	B C B・C
区分	金額										
会計監査を受けない法人	1,000万円										
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円										

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)重要な契約	15 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告していること。	<p>※価格による随意契約(上記ア)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断していること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負:250万円 ・食料品・物品等の買入れ:160万円 ・上記に掲げるもの以外:100万円 <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていること。</p>	社会福祉法第45条の13第4項、第45条の16第3項 入札契約等取扱通知1(8) 定款例第24条	・重要な契約について、理事会で決定していない又は契約結果等を理事会に報告していない。	B
7 運営費の管理・運用について	16 運営費の管理・運用を適切に行っていること。	<p>(1)運営費の管理・運用については、換金性の高い方法で行っていること。</p> <p>(2)運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の運営上止むを得ない場合に、当該年度内に限っていること。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び事業区分以外への貸付けはしていないこと。</p>	弾力運用局長通知5(1)(2)	<p>・換金性高い方法で管理運営していない。(軽微な場合はB)</p> <p>・年度内清算していない。</p> <p>・法人外に貸付している。</p>	B・C C C
8 その他	17 その他、会計に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 積立金等の取扱いについて (1)積立金(移行時特別積立金をいう。項目1において同じ。)及び積立預金(移行時特別積立預金をいう。項目1において同じ。)の取り崩しについて	18 (特養) 積立金及び積立預金の取崩しを適切に行っていること。	指導	(特養) 1 積立金及び積立預金を取り崩して、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を除く。)に充てる時は、あらかじめ理事会の承認を得ていること。 a 社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業 b 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業 2 旧通知(平成15年7月1日老発第0701003号による改正前の本通知。)により、措置制度から介護保険制度への移行時における当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費に積立金を流用等したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合に、適切な手続きを経て積立金を積立預金と同額まで取り崩していること。 また、前記1の取崩しは、あらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩した上で行っていること。 3 繰越金等の一部については、前記1の事業運営等へ充当する、又は施設整備等積立金(建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金)若しくは人件費積立金(人件費の類に属する経費に係る積立金)に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効活用を図っていること。 4 前記1の運営に要する経費には、決算処理に当たって欠損金が見込まれる場合の補填経費を含み、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を含んでいないこと。	(特養) ・繰越金等の取扱い等通知第1-3-(1)、第1-4-(1)、(2)、(3)、(4) ・社会福祉法第2条、第26条第1項	・積立金及び積立預金の取崩しを適切に行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
(2)減価償却積立預金の取扱いについて	19 (特養) 減価償却積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、理事会の承認を得て取り崩していること。	指導		(特養) ・繰越金等の取扱い等通知第1-5	・理事会の承認を得て取り崩していない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)資金の運用について	20 当該施設に帰属する収入を不適切な経費に充てていないこと。	指導	指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることができないこと。 1 収益事業に要する経費 2 当該特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 3 高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費	繰越金等の取扱い等通知第2-2	・当該施設に帰属する収入を、不適切な経費に充てている。	C
(4)運用上の留意事項について (ア)資金の繰入れ	21 施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れを適切に行っていること。	指導	他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れる際は、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内としていること。 なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内としていること。	繰越金等の取扱い等通知第2-3-(1) 介護保険法第23条	・資金の繰り入れを適切に行っていない。	C
(イ)資金の積立て等	22 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てよう努めていること。	指導	※積立金は、例えば、以下のようなものが考えられる。 1 施設整備等積立金(建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金) 2 人件費積立金(人件費の類に属する経費に係る積立金)	繰越金等の取扱い等通知第2-3-(2)	・次期繰越活動収支差額に余剰が生じている場合、事業計画を作成し、積立金を積み立てよう努めていない。	B
(ウ)資金の繰替使用	23 資金の繰替使用を適切に行っていること。	指導	施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないこと。	繰越金等の取扱い等通知第2-3-(4)	・資金の繰替使用を適切に行っていない。	C
(エ)役員等の報酬	24 役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものではないこと。	指導		繰越金等の取扱い等通知第2-3-(5)	・役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものである。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(オ)適正な会計処理	25 各介護保険会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定介護老人福祉施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じていないこと。	指導		繰越金等の取扱い等通知第2-4-(1)-イ	・各会計年度における事業活動収支及び資金収支について、当該施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額が生じている。	B
10 利用者に係る金銭の管理	26 施設利用者から預かっている金銭等は、法人に係る会計とは別途管理していること。	指導		運用上の留意事項(課長通知)1(3) 指導監督徹底通知5(4)エ	・別途管理していない。(軽微な場合はB)	B・C
	27 入所者の金銭に係る手続の代行について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、適切に行っていること。	指導	金銭に係る手続の代行を行う場合は、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ること。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。	(特養) ・特養基準省令第19条第2項 ・国解釈通知第4-7(地域密着型特養) ・特養基準省令第59条(第19条第2項準用) ・国解釈通知第6-6(第4-7準用)	・同意を得ていない。 ・経過を記録していない。	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 その他	28 会計に関する諸記録を整備し、必要年数保存していること。	指導	次に掲げる諸記録を整備し、必要年数保存すること。 1 収支予算及び収支決算に関する書類 2 金銭の出納に関する記録 3 債権債務に関する記録 4 物品受払に関する記録 5 収入支出に関する記録 6 資産に関する記録 7 証拠書類綴 なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は老人福祉施設基準条例に定める保存期間のいずれか長い期間とする。 (社会福祉法第45条の24第2項) 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。	・社会福祉法第45条の24第2項 ・老人福祉施設基準条例解釈通知(特養) ・特養基準省令第9条第1項 ・国解釈通知第1-8(地域密着型) ・特養基準省令第59条(第9条第1項準用) ・国解釈通知第6-6(第1-8準用)	・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要年数保存していない。	C B B